第30号議案

芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国の道路占用料の見直しを参考に、本市の道路占用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例

芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基き、市長又は市が管理する道路及びその附属物の占用料の額及び徴収方法によって定める」を「基づき、道路を占用する場合の占用料の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条を次のように改める。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表に定める額とする。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。

第3条第1号中「及び」を「又は」に、「に係るもの」を「のために占用するとき。」に改め、同条第2号中「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削り、「供する施設」の次に「のために占用するとき。」を加え、同条第3号中「のために使用する立札、看板、その他の物件」を「に使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。」に改め、同条第4号及び第5号中「に係るもの」を「のために占用するとき。」に改め、同条第7号中「又は汚水」を削り、「排出するに必要な」を「排水するための」に改め、同号ただし書を削り、同条第8号中「、アーチ型」を「及びアーチ型」に、「公共の用」を「、公共の用」に改め、「路外駐車場」の次に「のために占用するとき。」を加え、同条第9号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「占用料減免」を「占用料の減免」に改める。

第4条中「次の」を「,次の」に改め、同条第1号中「繰上げて」を「繰り上げて」に改め、同条第2号中「1箇年」を「1年」に改め、同条第3号中「1箇月」を「1月」に改め、同条第4号を削り、同条に次の1項を加える。

2 1件の占用料の額が100円に満たないものは、100円とする。

第5条を次のように改める。

(占用料の徴収方法)

- 第5条 占用料は、占用許可の際に徴収する。ただし、占用の期間が1年以上の場合にあつては、前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分けて徴収することができる。
- 2 前項ただし書の規定により、占用料を前期及び後期に分けて徴収する場合の納付期限は、前期にあつては5月15日、後期にあつては11月15日とする。

第7条を次のように改める。

(占用料の不環付)

- 第7条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 法第71条第2項各号のいずれかに該当し、占用の許可を取り消したとき。
 - (2) 天災その他不可抗力の事由によつて占用できなくなつたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件			単位	単価 (円)
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4, 320
	電気事業者が電線等を添架した電柱又は電 話柱	年額	1本	2, 880
	電話柱,電話支柱,電話支線柱及び電話支線	年額	1本	2, 232
	認定電気通信事業者が電話線等を添架した 電柱又は電話柱	年額	1本	1, 488
	その他の柱類	年額	1本	180
	共架電線その他上空に設ける線類	年額	1メートル	24
	地下に設ける電線その他の線類	年額	1メートル	24

	路上に	こ設ける変圧	器	年額	1基	1, 764
	地下に	こ設ける変圧	器	年額	1平方メートル	1, 440
	広告	直径又は長iが4メート/	辺が1メートル未満で高さ レ未満のもの	月額	1基	3, 684
	塔		辺が1メートル未満で高さ ル以上のもの			7, 356
	変圧5	- 塔その他これ	に類するもの及び公衆電	年額	1平方メートル	3,600
	郵便差	差出箱及び信	書便差出箱	年額	1平方メートル	3,600
	その他	也のもの		月額	1平方メー トル又は1 メートル	624
法第32条第1 項第2号に掲	地下	外径が0.07	メートル未満のもの	年額	1メートル	108
げる物件	埋設	外径が0.07 ル未満のも	メートル以上0.1メート の			144
	物•	外径が0.1> ル未満のも	メートル以上0.15メート の			216
	架空の	外径が0.15 ル未満のも	メートル以上0.2メート の			288
	管類	外径が0.22 未満のもの	ペートル以上0.3メートル			432
		径が0.3メー 満のもの	-トル以上0.4メートル未			576
		外径が0.42 未満のもの	メートル以上0.7メートル			1, 008
		外径が0.7ヵ 満のもの	ペートル以上1メートル未			1, 440
		外径が1メー	ートル以上のもの			2, 880
	マンス	ホールその他	これに類するもの	年額	1平方メートル	3, 600
		埋設管への 収容物	外径が0.05メートル未満 のケーブル	年額	1メートル	72
法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	軌道名	その他これに	類するもの	年額	1平方メートル	3, 600
法第32条第1 項第4号に掲	アーク	ケード	20. 4	年額	1平方メートル	168

げる施設	日より	け、雨よけその他これらに類するもの	月額	1平方メートル	120
法第32条第1 項第5号に掲 げる施設	地下宣	室、地下街その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	2, 952
	上空に設ける通路その他これに類するもの			1平方メートル	2, 952
	道路する。	(地上) に接する通路その他これに類 もの	年額	1平方メートル	4, 284
	地下に	こ設ける通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル	2, 952
法第32条第1 項第6号に掲 げる施設	露店,	商品置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	624
法第32条第1 項第7号に掲	広告看板	官公署の宣伝併用のもの及び突出看 板	月額	表示面積1 平方メート	176
げる施設	類	その他のもの		ル	356
		電柱等既設占用物件に添架のもの		1枚	252
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの			132
	乗合	自動車停留場標識	年額	1本	2, 340
	標柱』	みび標識類	月額	1本	300
	アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1基	1, 236
		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの			2, 460
		柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの			3, 924
	及で	月仮囲,足場 路面占用物件 工事用材料	月額	1平方メートル	624
	1907 TT- 7	並びに落下 冊その他こ に類するも	月額	1平方メートル	252
	広告併用街灯			1本	1,044
	車輪」	上め装置その他の器具	年額	1平方メートル	4, 452
	その作	也のもの	月額	1平方メー トル又は1 メートル	624

備考 「車輪止め装置その他の器具」とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第10号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を30-5

駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市道路占用料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国の道路占用料の見直しを参考に、本市の道路占用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 占用料を次のように改定する。(別表関係)

	区別	単位	単価(円)		
			改正案	現行	
第1号に掲げる	電柱,支柱,支線柱及び支 線	年額	1本	4, 320	3, 624
工作物	電気事業者が電線等を添架し た電柱又は電話柱	年額	1本	2, 880	2, 424
	電話柱,電話支柱,電話支線 柱及び電話支線	年額	1本	2, 232	1, 824
	認定電気通信事業者が電話線 等を添架した電柱又は電話柱		1本	1, 488	1, 224
	その他の柱類	年額	1本	180	132
	共架電線その他上空に設け る線類	年額	1メートル	現行どおり	24
	地下に設ける電線その他の 線類	年額	1メートル	現行どおり	24
	路上に設ける変圧器	年額	1基	1, 764	1, 212
	地下に設ける変圧器	年額	1平方メートル	1, 440	1, 236
	直径又は長辺が1メート 広 ル未満で高さが4メート ル未満のもの	/ 4 1-2 1	1基	3, 684	3, 210
	告 直径又は長辺が 1 メート ル未満で高さが 4 メート 塔 ル以上のもの			7, 356	_
	その他のもの			_	6, 420

		E塔その他これに類する O及び公衆電話所	年額	1平方メートル	3, 600	2, 472
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		年額	1平方メー トル	3, 600	2, 472
	その	り他のもの	月額	1平方メー トル又は1 メートル	624	535
法第32条第1項 第2号に掲げる	地下	外径が0.07メートル未 満のもの	年額	1メートル	108	156
物件	埋設物	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の			144	
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の			216	192
		外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の			288	252
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			432	504
		径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			576	
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			1,008	1, 236
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			1, 440	
		外径が1メートル以上の もの			2, 880	2, 472
	架空の管類	地下埋設物と同じ外径区分	、区别,	単位及び単価で	(新設	_
		ンホールその他これに類 るもの	年額	1平方メートル	3, 600	2, 472
		ド埋設管へ 外径が0.05 共同収容物 メートル未 満のケーブ		1メートル	現行どおり	72

		マンホールそ の他これに類 するもの	1	1平方メートル	_	1, 656
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	軌道を	その他これに類するも	年額	1平方メートル	3, 600	2, 472
法第32条第1項 第4号に掲げる	アーク	アード	年額	1平方メートル	現行どおり	168
施設		け, 雨よけその他これ 頂するもの	月額	1平方メートル	120	149
法第32条第1項 第5号に掲げる		室, 地下街その他これ 頂するもの	年額	1平方メートル	2, 952	3, 216
施設		こ設ける通路その他こ 質するもの	年額	1平方メートル	2, 952	3, 216
	道路(地上)に接する通路 その他これに類するもの		年額	1平方メートル	現行どおり	4, 284
		こ設ける通路その他こ 頂するもの	年額	1平方メートル	2, 952	_
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設		商品置場その他これ 頂するもの	月額	1平方メートル	624	535
法第32条第1項 第7号に掲げる		官公署の宣伝併用の もの及び突出看板	月額	表示面積1 平方メート	現行どおり	176
施設		その他のもの		ル	現行どおり	356
		電柱等既設占用物件 に添架のもの		1枚	252	268
		電柱等既設占用物件 に巻付けのもの			132	134
	乗合自	自動車停留場標識	年額	1本	現行どおり	2, 340
	標柱及	ひで標識類	月額	1本	300	297
	アーチ	上空のみ占用のもの	月額		1, 236	1, 338
		柱の直径又は長辺が 0.2メートル未満のも の	(現行の単位は、1門)	(現行の単 位は,1門)	2, 460	2, 675
		柱の直径又は長辺が 0.2メートル以上のも の			3, 924	4, 280
		月仮囲,足 路面占用物 ド工事用材 件	月額	1平方メー トル	624	535

料置場並びに落 上空占用物 下防止柵その他 件 これらに類する もの	月額	1平方メートル	252	268
広告併用街灯	年額	1本	1, 044	1, 200
車輪止め装置その他の器具	年額	1平方メートル	4, 452	_
その他のもの	月額	1平方メー トル又は1 メートル	624	535

- * 表中の「車輪止め装置その他の器具」とは、自転車、原動機付自転車又は二輪 自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具をいう。
- (2) 既納の占用料を還付することができる場合から,占用者が占用の廃止を届け出て道路を原状に回復したときを除くとともに,市長が特別の理由があると認めるときは,還付できることとする。(第7条関係)
- (3) その他規定の整理
- 3 施行期日平成24年4月1日

道路法抜粋

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物,物件又は施設を設け,継続して道路を使用しようとする場合においては,道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱,電線,変圧塔,郵便差出箱,公衆電話所,広告塔その他これらに類する 工作物
 - (2) 水管,下水道管,ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街,地下室,通路,浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店, 商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるものを除く外, 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物, 物件又は施設で政令で定めるもの

(第2項から第5項まで省略)

(道路管理者等の監督処分)

第71条(第1項省略)

- 2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律 に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、 又は措置を命ずることができる。
- (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合の外,道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを 得ない必要が生じた場合

(第3項から第7項まで省略)

道路法施行令抜粋

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

- 第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物,物件又は施設は,次に掲げるものとする。
 - (1) 看板,標識,旗ざお,パーキング・メーター,幕及びアーチ
 - (2) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
 - (3) 土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料
 - (4) 防火地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
 - (5) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し,又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
 - (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設,購買施設その他これらに類する施設(第11号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - (7) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所,店舗,倉庫,住宅,自動車駐車場,自転車駐車場,広場,公園,運動場その他これらに類する施設

- (8) 次に掲げる道路の上空に設ける事務所,店舗,倉庫,住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
 - イ 都市計画法第8条第1項第3号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
 - 口 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第1項に規定 する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)
- (9) 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- (10) 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。),原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第6号に掲げる施設に設けるものを除く。)
- (11) 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所,給油所及び自動車修理所